

鳴門市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、鳴門市（以下「市」という。）とする。この場合において、事業の一部を市長が適切な実施体制が確保できると認められた者に委託するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、原則として市に住民登録を有する者で、本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にある者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

(支援の内容)

第4条 支援の内容については、訪問支援員が対象の家庭を訪問し、第1号若しくは第2号又は第1号及び第2号を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、次に掲げる支援を包括的に実施する。

- (1) 家事支援
 - ア 食事の準備及び後片付け
 - イ 住居等の清掃及び整理整頓
 - ウ 衣類等の洗濯及び補修
 - エ 生活必需品の買物
 - オ その他、日常的に行う必要がある家事支援
- (2) 育児・養育支援
 - ア 授乳、離乳食の介助
 - イ おむつ交換、排せつの介助
 - ウ 衣服の着脱の世話

- エ 沐浴の介助
- オ 保育所等の送迎支援
- カ その他、日常的に行う必要がある育児支援
- (3) 子育てに関する不安や悩みの傾聴・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 対象の家庭や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

(訪問支援員の要件)

第5条 訪問支援員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうち、市長が適当であると認めたものとする。

- (1) 次条に規定する研修を修了した者
- (2) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
 - エ その他児童の福祉に関し著しく不適切な行為をした者

(訪問支援員の研修)

第6条 市長は、育児・養育支援を行う訪問支援員に対し、次に掲げる研修を実施する。

- (1) 事業の目的、支援内容、支援方法、個人情報適切な管理及び守秘義務等に関する研修。
- (2) 自動体外式除細動器の使用法、心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習。
- (3) 前項各号の研修は、他の研修等の修了をもって習得したと市長が判断した項目を省略することができる。

(訪問支援員の派遣期間及び派遣時間等)

第7条 訪問支援員の派遣期間は、1回の利用につき3か月以内とし、1日につき2時間まで、1か月につき20時間までとする。

2 支援を行う日は、次に掲げる日を除く月曜日から金曜日までとし、時間帯は7時から17時までとする。ただし、市長が必要性を認め、委託事業者及び利用者の双方が合意した場合に限り、支援を行う日以外の日に支援を行うことができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、派遣期間を必要最小限の範囲で延長することができる。

(利用申請等)

- 第8条** 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急に派遣の必要が生じた場合その他やむを得ない事情がある場合については、口頭により申請し、事後において申請書を提出することができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該家庭の養育状況を把握のうえ、利用の可否について決定し、鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）又は鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により事業の利用の決定をした場合、訪問支援を実施する委託事業者（以下「委託事業者」という。）と調整した上で、鳴門市子育て世帯訪問支援事業受入依頼書（様式第4号）により委託事業者に通知するものとする。

(利用計画の策定等)

- 第9条** 申請者は、委託事業者と支援内容の詳細について協議し、第7条第1項に定める派遣期間及び派遣時間の範囲内で鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用計画書（様式第5号）（以下「利用計画書」という。）を策定する。
- 2 前項の利用計画書は、支援の開始前に委託事業者から市長に提出し、承認を受けなければならない。

(利用者負担額)

- 第10条** 第8条の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、支援1時間につき500円を利用者負担額として負担しなければならない。
- 2 利用者は、前項に定める利用者負担額とは別に、生活必需品の購入費、保育所等送迎に係る交通費その他の支援に係る実費を負担するものとする。
 - 3 利用者が本事業の利用を中止する場合において、利用日の2日前までに利用の中止の申出をしない場合、又は、利用者の不在等利用者の責による理由により、支援が実施できなかった場合は、利用者は1回につき500円を負担しなければならない。
 - 4 前3項に規定する利用者負担額等は、委託事業者が利用者から徴収するものとする。
 - 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、利用者の世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の世帯又は市民税非課税世帯の場合は、第1項及び第3項に規定する利用者負担額の負担を要しないものとする。

(利用計画の変更)

- 第11条** 既に承認を受けた利用計画を変更しようとする場合は、利用者と委託事業者の協議のう

え、新たな利用計画書を作成し、次回利用予定日の7日前までに委託事業者を通して市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、支援実施日・実施時間帯の変更のみの場合は、前項の利用計画書の提出を省略し、当該支援実施日に係る報告の際に支援実施日等を報告するものとする。

(利用期間の延長等)

第12条 利用者は、利用期間を延長しようとする場合は、利用期間の終了までに、鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用延長申請書(様式第6号)により、延長の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該家庭の養育状況を把握のうえ、延長の可否について決定し、鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用延長承認・不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(支援の終了・中止)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を終了又は中止し、利用者に対して鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用終了・中止決定通知書(様式第8号)により通知するとともに、速やかに委託事業者に連絡する。

(1) 第3条の対象者ではなくなった場合

(2) 訪問支援員に対して非行があった場合

(3) その他、訪問支援員を派遣することが適当でないと認められる場合

(支援の留意事項)

第14条 支援は、原則として、利用者の在宅時に行う。ただし、ヤングケアラーの負担軽減等のためにやむを得ないと市長が必要性を認め、委託事業者及び利用者の双方が合意した場合に限り、利用者不在時に支援を行うことができる。

2 利用者の家庭内に、次の各号に該当する者がいる場合は、該当する者がいる期間、支援の全部又は一部を中止するものとする。

(1) 病児・病後児

(2) 感染症に罹患している者

(3) その他、支援に適した状態ではない者

3 本事業による支援は、利用者の家庭の児童の保育を主たる目的としたものではなく、利用者が家事、通院、静養等を行うための時間の確保や育児の方法に悩んだときにサポートする趣旨で行うものであり、障がい等により合理的配慮を超える対応を求められる支援及び趣旨に沿わない支援は行わない。

(事故発生時の対応)

第15条 委託事業者は、支援実施時に事件、事故等が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに、事故等報告書により市長に報告しなければならない。

2 委託事業者は、前項の事故等の状況及び措置の内容を記録しなければならない。

(守秘義務)

第16条 委託事業者及び訪問支援員は、事業の実施により知り得た個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用措置等)

第17条 市長は、事業の利用が必要と認められる者に対して、その利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用が必要と認められる者が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該事業を利用することが著しく困難な者(以下「被措置者」という。)であると認めるときは、被措置者に対して、利用の措置を行うことができる。

3 前項の措置による本事業の利用については、利用者に第10条の利用者負担額の負担を求めない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

2 鳴門市産前・産後ヘルパー派遣事業実施要綱(平成27年10月2日施行)は、廃止する。

様式第1号(第8条関係)

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

鳴門市長 様

鳴門市子育て世帯訪問支援事業の利用を、下記のとおり申請します。

申請者	住所	〒 鳴門市				
	氏名	電話番号			生年月日	
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・学校等	備考
利用を希望する理由						
利用希望期間		年 月 日 から 年 月 日				
利用希望回数・曜日等		1週間に 回(1回あたり 時間) 曜日 午前・午後				
希望する支援内容	家事支援			育児・養育支援		
	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類等の洗濯及び補修 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 授乳、離乳食の介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換、排せつの介助 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱の世話 <input type="checkbox"/> 沐浴の介助 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎支援 <input type="checkbox"/> その他()		
同意書						
<input type="checkbox"/> 本申請書の内容及び事業の利用に必要な情報を鳴門市と事業を実施する事業者が情報共有すること、本事業の利用状況について事業を実施する事業者から鳴門市へ情報提供すること並びに市民税及び住民基本台帳に記録された世帯情報等を閲覧することについて同意します。						
申請者氏名						

以下、市記入欄

No	決定 ・ 却下
実施事業者名	
世帯区分	課税世帯 ・ 課税世帯(所得割77,101円未満) ・ 非課税世帯 ・ 生活保護世帯
利用者負担額	

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鳴門市子育て世帯訪問支援事業につきまして、下記のとおり承認しましたので通知します。

支援期間	年 月 日～ 年 月 日
支援回数	1週間に 回、1回当たり 時間 分
支援内容	家事支援 ・ 育児・養育支援
支援実施機関	名 称： 所 在 地： 電話番号： ※支援実施機関と支援内容の詳細について鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用計画書を作成すること
利用者負担額	※生活必需品の買い出しに要した費用、交通費等、事業の利用に必要な実費は、利用者の負担となるため訪問支援員に支払うこと。

（承認の条件）

- 1 承認内容については、利用者の状況を勘案して変更することがあること。
- 2 事業の利用の内容を変更しようとするとき、または、事業の利用を廃止しようとするときは市長に速やかに申し出ること。
- 3 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消す場合があること。
 - （1）偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
 - （2）対象者の要件を欠くに至ったとき。
 - （3）自ら事業の利用の中止を届け出たとき。
 - （4）前各号に掲げるもののほか、事業を利用させることが適当でないと認められるとき。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鳴門市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次の理由によりを不承認としましたので、通知します。

（不承認の理由）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳴門市長に対し審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第13号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳴門市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

事務連絡
年 月 日

（事業者） 様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業受入依頼書

鳴門市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条第3項の規定により、次のとおり訪問支援の受入を依頼します。

対象者と支援内容の詳細について協議のうえ、鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用計画書を鳴門市に提出してください。

対 象 者	〒 住所 氏名 電話番号	
希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日	
希 望 回 数	1週間に 回、1回当たり 時間 分	
希 望 日 ・ 時 間	曜日 午前 ・ 午後	
希 望 す る 支 援 内 容	家事支援	育児・養育支援
	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類等の洗濯及び補修 <input type="checkbox"/> 生活必需品等の買物 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 授乳、離乳食の介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換、排せつの介助 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱の世話 <input type="checkbox"/> 沐浴の介助 <input type="checkbox"/> 保育所等への送迎支援 <input type="checkbox"/> その他()
利 用 者 負 担 額	有 ・ 無	
そ の 他		

様式第5号（第9条関係）

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用計画書

作成日 年 月 日

利用者	住所					
	氏名			生年月日		
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業・学校等	備考
	現状・支援の必要性			支援内容		支援期間
子ども						
養育者						
養育環境						
支援実施機関名						
支援期間		年 月 日 から 年 月 日				
支援時間		1週間に 回(1回あたり 時間) 曜日 午前・午後				

上記の計画について同意します。
 年 月 日 署名（利用者本人）

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

鳴門市長 様

申請者住所

申請者氏名

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用延長申請書

年 月 日付けで承認された子育て世帯訪問支援事業の利用について、
以下のとおり延長を希望します。

(延長を必要とする理由)

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

鳴門市長

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用延長承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用延長につきまして、下記のとおり通知します。

（ ）鳴門市子育て世帯訪問支援事業の利用延長を承認します。

利用承認期間	年 月 日から 年 月 日
支援回数	1週間に 回、1回あたり 時間 分
支援内容	家事支援 ・ 育児・養育支援

（ ）鳴門市子育て世帯訪問支援事業の利用延長を不承認とします。

（不承認の理由）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳴門市長に対し審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第13号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳴門市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

鳴門市子育て世帯訪問支援事業利用終了・中止決定通知書

年 月 日付け 第 号で承認した鳴門市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次の理由により利用を終了・中止します。

（理由）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳴門市長に対し審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第13号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳴門市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。